



障害年金制度における  
20歳前障害について



## ①障害年金とは？

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」が請求できます。

## ②20歳前障害について

けがや病気、先天性の病気や障がいなどで、日常生活に支障がある場合で、20歳前の国民年金に加入していない期間に初診日がある傷病を「20歳前障害」といいます。

20歳に達したとき、障がいの程度が③の1級または2級の状態（障がい者手帳の等級とは異なる）にあれば、障害基礎年金を請求し、受給することができます。

## ③障害年金に該当する状態

障がいの程度 1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障がい状態で身の回りのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方や入院や在宅介護を必要とし、活動範囲がベッド周辺に限られるような方が該当します。
障がいの程度 2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障がいです。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上の重い活動はできない方や入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られる方が該当します。

#### ④初診日について

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日を初診日といいます。

同一傷病でけがや転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。また、次の場合も初診日と考えることが出来ます。

同一の病名で転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日
--

病名が確定しておらず、現在の病名と異なる場合であっても、同一病名と判断される場合は、他の病名の初診日
--

障がいの原因となった病名の前に相当因果関係があると認められる病名があるときは、最初の病名の初診日
--

先天性の心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日
--



## ⑤特に注意したい初診日のポイント

### ●知的障がい（精神遅滞）について

《知的障がい（精神遅滞）》は知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じることをいいます。先天性の《知的障がい（精神遅滞）》の場合は誕生日が初診日になります。

◇後天性の知的障がいの場合

頭部外傷や高熱などが原因で知的障がいとなった場合は、原則として初めて医療機関を受診した日を初診日として取り扱います。

◇《知的障がい》で受診が遅れた場合

例：初診日が19歳で認定日が21歳でも《知的障がい》があれば20歳前障害として請求できます。ただし、20歳からの認定日請求ではなく、事後重症請求（申請日時点請求）になります。

### ●発達障がいについて

療育手帳の有無に関係なく、《発達障がい（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害など）》は、自覚症状があって、初めて診療を受けた日が初診日となります。

《知的障がい》の病状がない場合は、改めて初診日の確認が必要です。ただし、病状内容に《知的障がい》が指摘されている場合は、誕生日が初診日になります。

◇年金制度における《発達障がい》の考え方

年金制度では医学的観点と違い、《発達障がい》は生まれつきの病状とは限らないものと考えます。

## ⑥初診日の証明

知的障がい以外の傷病では、受診状況等証明書が必要な場合があります。受診状況等証明書は、障害年金の申請に必要な書類の一つで、初めて医療機関を受診した日を証明するために、初診の医療機関から取得する書類です。

◇受診状況等証明書が必要ない場合

診断書を書いてもらう病院に18歳6か月以前から受診している場合、1年6か月後が20歳前になるため、診断書で20歳前の初診日証明が可能です。

◇20歳前障害で複数の病院を受診している場合

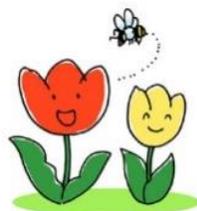
初めて診療を受けた日から1年6か月経過しなければ障害年金の申請が出来ません。そのため、初めて診療を受けた病院の初診日を証明する受診状況等証明書が必要になります。

## ⑦初診日がわからない・証明できないとき

以下を満たしている場合、2番目以降に受診した病院の証明で、本人が申し立てた日が初診日と認められる可能性があります。

(1) 2番目以降に受診した病院の受診日が、18歳6カ月前である場合

(2) 2番目以降に受診した病院の受診日が18歳6カ月～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障がいの原因となった病気やけがの症状が固定した場合



## ⑧20歳になる前から準備できること

障害年金は、請求をしなければ受給できません。20歳になったら、ご家族かご自身で請求をする必要があります。どのような準備が必要かを知り、請求までに備えておきましょう。

### ●必ず準備いただくもの

#### (1) 診断書（日本年金機構が指定する様式）

障害認定日が20歳に達した日になる場合、20歳になる3か月前から診断書を準備することができるので、事前にかかりつけの医師に相談ください。

また、長い間通院していなかったため、20歳になった時の1回の診察だけでは診断書を書いてもらえないケースがあります。障害年金の請求を検討している場合は早めに病院に相談されることをおすすめします。

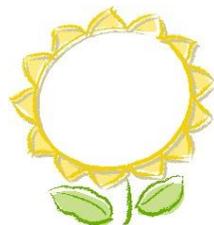
#### (2) 病歴就労状況等申立書

請求に必要な書類のひとつに、「病歴・就労状況等申立書」というものがあります。これは、発病から初めて病院で診療を受けるまでの経過、その後の病院の受診状況、日常生活や就労状況などについて記入する書類です。20歳前傷病の場合は、あらかじめ成長過程や通院履歴などを記録しておくくとスムーズに作成できます。

#### (3) 印鑑（認印）

#### (4) 預金通帳（請求者名義）

#### (5) マイナンバー通知書またはマイナンバーカード



●必要に応じて準備・持参いただくもの

(6) 受診状況等証明書 (P4 参照)

初診の病院と診断書作成の病院が違う場合は必要です。この証明書には有効期限がなく、過去に作成されたものであっても使用することができます。

(7) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳

(8) 所得証明書

病名や通院状況によって申請に必要な書類が異なるので、18歳になったら、市役所の国保年金課窓口や病院に事前に相談ください。

また、P7からP9に20歳前障害の相談準備シートを掲載しています。通院歴や日常生活の困りごと、就労状況を事前に整理しておくことで障害年金の窓口相談がスムーズになります。ご活用ください。

## ⑨補足事項

20歳前傷病の障害年金は、「保険料を支払わなくても受給できる」という福祉的な要素があることから、以下のようなときには支給停止になる場合があります。

- ・所得制限
- ・刑務所などの矯正施設に入所したとき
- ・海外に居住したとき
- ・恩給や労災保険の年金等を受給しているとき

上記のいずれかに該当した場合は届出が必要な場合があります。

## ○20 歳前障害 相談準備シート

傷病により、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていますか？

受けている ・ 受けていない ・ 申請中

身体障害者手帳（ 級）	年 月 日交付・申請中
療育手帳（ ）	年 月 日交付・申請中
精神障害者保健福祉手帳 （ 級）	年 月 日交付・申請中
自立支援医療受給者証 （精神）	年 月 日交付・申請中

①ご相談の傷病（病気やけが等）の病名はなんですか？

【 】

②いつ頃発病されましたか？

平成 ・ 令和 年 月頃

③その傷病で初めて医療機関（病院・医院等）にかかったのはいつ頃で、どの病院ですか？

平成 ・ 令和 年 月頃

医療機関名 【 】

≫その次にかかった医療機関はどこですか？

平成 ・ 令和 年 月頃

医療機関名 【 】

≫その次にかかった医療機関はどこですか？

平成 ・ 令和 年 月頃

医療機関名 【 】

④現在かかっている医療機関はどこですか？

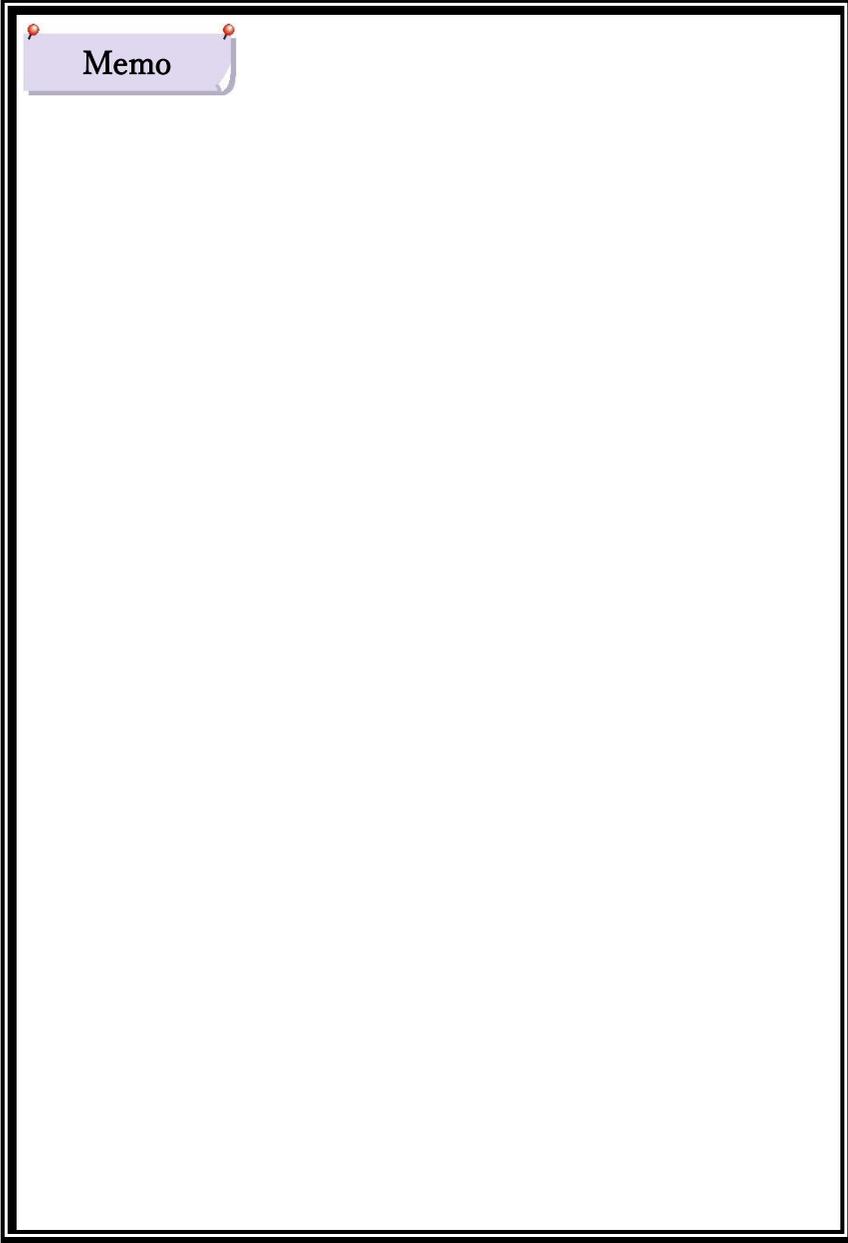
令和 年 月頃

医療機関名 【 】

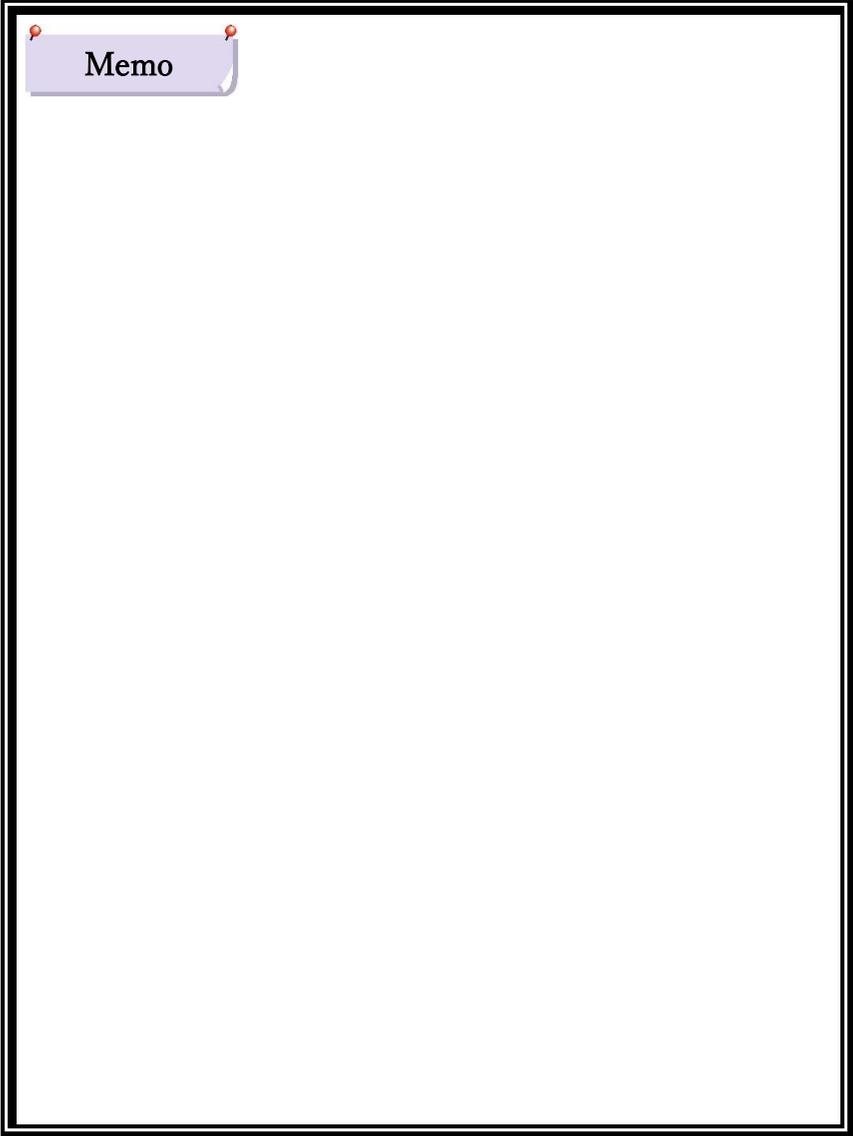
病歴状況	傷病名	
発病日		初診日
1	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで 受診・未受診 医療機関名	(発病時の状況・初診まで)
2	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで 受診・未受診 医療機関名	(左期間の状況)
3	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで 受診・未受診 医療機関名	(左期間の状況)

4	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで 受診・未受診 医療機関名	(左期間の状況)
5	平成・令和 年 月 日から 平成・令和 年 月 日まで 受診・未受診 医療機関名	(左期間の状況)

○その他日常生活で不便に感じていること



Memo



Memo

○相談とお問い合わせ先

大野城市役所 1 F 国保年金課 TEL 092-580-1848